

広島県告示第七百十号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十九年六月二十一日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地
奥田整形外科医院	広島市西区井口明神一丁目一五番二号